

## 名古屋大学法科大学院における教育活動等の質保証実施要項

2023年3月15日教授会承認

改正：2023年4月12日教授会承認

### (趣旨)

第1 名古屋大学法科大学院（以下「本法科大学院」という。）における教育活動等の質保証（以下「質保証」という。）に関し必要な事項は、この要項の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自己点検・評価 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第109条第1項の規定により、本法科大学院が自ら行う点検及び評価をいう。
- 二 法科大学院認証評価 法第109条第3項に定める認証評価で、本法科大学院が受けるべきものをいう。
- 三 法人評価 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第31条の2に定める国立大学法人評価（年度評価及び中期目標期間評価）をいう。
- 四 大学機関別認証評価 法第109条第2項に定める大学機関別認証評価をいう。
- 五 加算プログラム 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムをいう。
- 六 質保証 本法科大学院の「教育課程及び教育方法」、「学生の受入れ」、「学生支援」、「施設設備その他の教育環境」の各領域に関する活動について、継続的に点検及び評価を行い、改善及び向上に努めることを通じて、質を保証することをいう。

2 この要項における法科大学院内の委員会は、名古屋大学法学部及び大学院法学研究科委員会等に関する内規（2023年3月15日教授会決定）の定めによる。

### (質保証の体制)

第3 本法科大学院の長（実務法曹養成専攻長。以下「院長」という。）は、本法科大学院における質保証の統括責任者として、本法科大学院における自己点検・評価及びその結果を踏まえた当該点検・評価に係る教育研究活動、各種施策等の改善及び向上（以下「改善・向上活動」という。）の業務を統括する。

2 院長の下に、自己点検・評価を実施し、改善・向上活動を監督する組織は、LS自己評価委員会とする。院長は、LS自己評価委員会の長として、委員会の業務を統括する。

3 「教育課程及び教育方法」領域の自己点検・評価及び改善・向上活動は、LS自己評価委員会の下、別紙「本法科大学院における教育内容・教育方法の改善・充実計画」に基づき、LS学務委員会、LS教育改善委員会及びLSアカデミック・カウンセラー委員会が連携、協力、補完して実施する。

4 「学生の受入れ」領域の自己点検・評価及び改善・向上活動は、LS自己評価委員会の下、LS入試委員会が実施する。

5 「学生支援」領域の自己点検・評価及び改善・向上活動は、LS自己評価委員会の下、LS学生生活委員会、LS学務委員会及びLSアカデミック・カウンセラー委員会が連携、協力、補完して実施する。

6 「施設設備その他の教育環境」領域の自己点検・評価及び改善・向上活動は、LS自己評価委員会の下、院長及びLS図書委員会が、連携、協力、補完して実施する。

7 院長は、LS学務委員会、LS教育改善委員会、LS入試委員会、LS学生生活委員会（以下「LS各委員会」という。）の委員を務めるものとし、LS各委員会の長は、LS自己評価委員会の委員を務めるものとする。

（自己点検・評価及び改善・向上活動の実施方法）

第4 本法科大学院における自己点検・評価及び改善・向上活動の実施方法については、次のとおり取り扱うものとする。

一 院長は、法科大学院として実施する自己点検・評価（法科大学院認証評価、法人評価、大学機関別認証評価及び加算プログラム審査を受審する際に必要な自己点検・評価（以下「法科大学院認証評価等自己点検・評価」という。）を含む。）の結果について、LS各委員会の協力を得てLS自己評価委員会においてとりまとめ、法学研究科教授会での審議を経た後、名古屋大学及び東海国立大学機構内の関係会議・部署に報告し、指示を受ける。

二 院長は、各領域の自己点検・評価の結果を踏まえ、LS各委員会を中心とする法学研究科内担当委員会に対し、改善・向上活動の実施を指示する。

三 前号の指示を受けた担当委員会の長は、改善・向上活動を実施した際には、その結果を院長に報告する。

四 院長は、前号の規定により報告を受けた自己点検・評価及び改善・向上活動を行った結果について、法学研究科教授会その他関係部署に報告しなければならない。

五 第一号に定める法科大学院認証評価等自己点検・評価は、その評価の評価項目に従って行わなければならない。

（協議会との連携、アンケートの実施等）

第5 院長は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第6条の2第1項に基づき設置された名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻教育課程連携協議会、本法科大学院と立命館大学法学部との法曹養成連携協定（令和2年4月1日発効）第6条第2項及び本法科大学院と名古屋大学法学部との法曹養成連携協定（令和4年4月1日変更後のものをいう。）第6条第2項に基づき設置された連携協議会その他本法科大学院に関係する団体における議論、指摘及び提案の結果をとりまとめ、法学研究科教授会に報告しなければならない。

2 LS教育改善委員会は、授業評価アンケートの他、修了時アンケート（名古屋大学法科大学院修了時アンケート実施要領（2023年1月31日教育改善委員会決定。以下「アンケート実施要領」という。）第1にいう法科大学院修了時アンケートをいう）及び修了生アンケート（アンケート実施要領第2の修了生（新規修了生以外）アンケートをいう。）など自己点検・評価及び改善・向上活動な調査を実施し、院長及び法学研究科教授会に報告しなければならない。

3 前2項の報告に基づき、院長は、改善・向上活動の実施を指示する。本要項第4の第二号から第四号の規定は、この場合について準用する。

（評価結果等の活用）

第6 院長は、自己点検・評価の結果及び改善・向上活動の結果を、本法科大学院の教育研究活動等の一層の改善のために活用する。

(結果の公表)

第7 自己点検・評価の結果については、その性質上開示に適さないものを除き、法学研究科教授会を含む関係会議の議を経て、学内外に公表するものとする。

附則

この要項の改正は、2023年4月12日から施行する。

附紙 本法科大学院における教育内容・教育方法の改善・充実計画

### (1) 組織的FDの基本方針

名古屋大学法科大学院は、教育の内容・方法の改善・充実を、組織的・継続的に図っていくため、以下の事項を実施する。

**計画**—授業担当教員は、名古屋大学または東海国立大学機構所定のシラバスシステムおよび「TKC 法科大学院教育研究支援システム」(以下「TKC システム」という。)を用いることにより、名古屋大学におけるシラバスの所定要件と様式に従いつつ、授業計画を分かりやすく比較しやすい形式で立案する。

シラバスは、受講学生と教員間の授業実施に係る基本契約と位置付ける。シラバスには、成績評価の基準と方法をも明示する。シラバスは、LS学務委員会の点検を経た後、名古屋大学法科大学院の全学生および教員に公開する。

**実施**—授業担当教員は、授業を、双方向的・多方向的な刺激を重視しながら実施する。その際には、各授業の特質への適合性に留意しつつ、TKC システムなど、ICT を利用した双方向的・多方向的な授業を展開するための教育ソフトウェア・ツール群を積極的に利用するよう努める。遠隔講義や対面・遠隔併用講義を実施する場合には、Zoom その他のツールを活用して、対面講義と同様の教育効果が得られるよう努める。

**確認**—教育改善委員会は、学期毎に授業終了に先立ち、授業担当教員の協力を得て、「学生による授業評価アンケート」(以下「授業評価アンケート」という。)を実施する。

**試験**—授業担当教員は、期末試験実施期間後すみやかに成績評価を行って、教務掛に提出するとともに、講評をTKC システムに掲示する。

**報告**—授業担当教員は、成績評価を行い、その評価の評価基準・方法適合性に関するLS学務委員会による点検を受けた後、当該学期の授業評価アンケート結果のフィードバックを受ける。併せて、当該学期の「成績評価集計結果」および各授業担当教員の授業評価アンケートの自由記載部分の配布を受ける。授業担当教員はその後速やかに、各担当授業についての授業実施報告書を「学生へのメッセージ」として作成し、教育改善委員会に提出する。同委員会は、すべての「学生へのメッセージ」を綴って、TKC システムを通じて全学生及び全教員に公開する。

**懇談**—年度末には、学年・クラス別の懇談会を開催し、教育内容・方法に関する学生の要望等を聴取して、それらの改善に役立てる。また教育改善委員会は、最終学年のクラス懇談会時に「修了時アンケート」を実施する。

クラス懇談会時には、クラス担任教員の司会により教員と学生の意見交換を行い、その結果を取りま

とめ、修了時アンケートの結果と共に教育改善委員会が教授会で報告するとともに、学務委員会その他の委員会や関係教員に内容を伝えて、各教員および法科大学院としての改善策を検討する。

**記録**—情報・資料（授業評価アンケートの回答用紙、成績評価、教員による「学生へのメッセージ」など）を調査・分析し、当該年度版の『名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書』を取り纏める。

**議論**—教育改善委員会は、前年度までの諸データを踏まえつつ、「教育改善研究集会」を開催する。同集会においては、教育改善委員会による教育現況報告、教育改善提案の報告、優れた教育成果を上げた同僚教員による報告・講演、適切な講師を国内外から招聘しての講演、学生ないし修了生を交えたパネルディスカッションなど、多様な企画を年毎に工夫する。

名古屋大学法科大学院の教員は、職務として教育改善研究集会に出席する。教育改善研究集会は、名古屋大学法科大学院の学生にも公開する。

名古屋大学法科大学院の教育に携わる全教員（授業の補助・支援教員含む）を対象とし（学生には公開しない）、教育改善に関する教員間の自由な意見交換を行うため、「法科大学院教員 FD 集会」を学期ごとに行う。

院長その他関係の委員会の長は、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの自己評価及び審査結果、名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻教育課程連携協議会など本法科大学院の関係諸団体からの教育に関する意見聴取の結果及び修了後一定期間経過した修了生を対象とする「修了生アンケート」の結果その他本法科大学院の教育に関する情報を、可能な限り、教育改善研究集会、法科大学院教員 FD 集会、法学研究科教授会などにおいて共有し、議論の材料とする。

以上の議論の結果は、法学研究科教授会や LS 学務委員会を通じ、次年度以降の授業計画の立案に役立てる。

**公表**—教育改善委員会は、『名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書』を法科大学院の授業担当者に公開し、学生の閲覧に供する。

## (2) 授業評価アンケートの実施要綱

### ①授業評価アンケートの趣旨・目的

・授業評価アンケートは、授業担当教員個人および名古屋大学法科大学院が、学生 による授業評価を通じて、授業の内容や方法を点検することにより、授業の改善・充実に役立てることを目的とする。

### ②授業評価アンケートの調査項目、質問票の様式

・授業評価アンケートの択一式調査項目の具体的な内容は、教育改善委員会が授業アンケート実施時期の 2 週間前までに決定し、授業担当教員に通知する。

・アンケートに際しては、授業担当教員への要望・授業についての感想などを自由に記載できる欄を設ける。これにより、学生に対して、匿名で、授業担当教員へ授業についての意見を自由に伝えうる機会を保障する。

### ③授業評価アンケート調査の実施時期・方法

・各年度のアンケートは、対面・紙媒体方式で、または名古屋大学若しくは東海国立大学機構のシラバスシステムその他の情報サービス（以下「情報サービス」という。）を使用して、個人が特定されない匿名の状態で行う。

・授業担当教員は、すべての受講生に対してアンケート調査に協力するよう呼びかける。

・受講生は紙媒体アンケート用紙を提出し、または情報サービスにアクセスし、その指示に従って、ア

ンケートに回答、提出する。「授業評価アンケート自由記載用紙」は、情報サービスへの回答又は教務窓口にある箱に所定の時期までに投函する。

#### ④調査結果の集計・分析

・紙媒体アンケートの結果又は情報サービスで回答されたデータについては、教育改善委員会が学期毎に簡易な集計・分析を行い、「学生アンケート集計速報」を作成する。教育改善委員会は、成績評価提出期限の 2 週間後を目処としてこれを教員に交付することにより、学生アンケートの集計結果を全教員にフィードバックする。

・学生アンケート集計速報においては、授業科目毎に集計を行うことを基本とする。ただし、回答数が 5 名以下の場合は、適切なグループに纏めて集計を行うものとし、授業科目毎の集計は行わず、当該授業担当教員にも自らが担当する授業科目の集計結果は伝えない。なお、学生アンケートを 5 名以下の学生を対象に実施する場合は、授業科目毎の集計は行われなことを、アンケート実施に先立って対象学生に明示する。

・教育改善委員会は、担当年度版の『名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書』を取り纏めるに当たり、学生アンケートの結果を概括的に集計・分析した成果を盛り込むものとする。

・教育改善委員会は、授業担当教員が成績評価を完了した後であれば、学生アンケートのすべてのデータにアクセスし、これを調査・分析に用いることができる。

#### ⑤調査結果等の目的外使用の禁止と機密保持

・授業評価アンケートの実施・調査に関わる教職員は、授業評価結果に関するデータを教育の改善・充実のためにのみ活用するものとし、職務上知り得た個別的な授業の評価に関わる情報を他に漏らしてはならない。ただし、豊かな教育成果を上げた教員を表彰する目的のためであれば、授業担当教員の評価に関わる情報を開示する場合はこの限りではない。

・授業評価結果は、教育改善研究集会での報告、『名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書』の閲覧その他の適当な方法により、学生にも公表する。

以上